

公安委員会 決 裁 資 料	鹿児島県地方警察職員の超過勤務手当等の支給に関する規則 の一部改正（令和7年人事委員会勧告等による給与改定）	令和7年12月11日 警 務 課												
1 改正理由 人事委員会の令和7年10月1日付けの勧告等に鑑み、本県警察職員の宿日直手当の額を改定するため、所要の改正をするものである。 2 改正規則 鹿児島県地方警察職員の超過勤務手当等の支給に関する規則（昭和29年鹿児島県公安委員会規則第22号） 3 改正内容 人事委員会の勧告どおり、国に準じて、宿日直勤務1回当たりに係る手当の限度額を下記表のとおり改定する。 <table><tr><th>区 分</th><th>現行</th><th>改訂後</th></tr><tr><td>普通宿日直勤務</td><td>4,400円</td><td>4,700円</td></tr><tr><td>特殊宿日直勤務</td><td>7,400円</td><td>7,700円</td></tr><tr><td>準特殊宿日直手当勤務</td><td>6,100円</td><td>6,400円</td></tr></table> ※勤務時間が5時間未満の場合は上記の2分の1の額 4 施行期日 公布の日から施行する。（令和7年4月1日適用） 5 経過措置 なし			区 分	現行	改訂後	普通宿日直勤務	4,400円	4,700円	特殊宿日直勤務	7,400円	7,700円	準特殊宿日直手当勤務	6,100円	6,400円
区 分	現行	改訂後												
普通宿日直勤務	4,400円	4,700円												
特殊宿日直勤務	7,400円	7,700円												
準特殊宿日直手当勤務	6,100円	6,400円												